

令和3年5月定例記者会見（6月2日開催）プレスリリース一覧

PR	日 程	内容	所管課	所管課の説明
別紙1	-	小都市地域強靭化計画を策定しました	防災安全課	有
別紙2	-	防災重点ため池ハザードマップを作成しました	農業振興課	有
別紙3	-	小都市出身の詩人・野田宇太郎の紹介動画を作成しました	図書課	有

Press Release



令和3年6月2日

報道機関各位

小郡市地域強靭化計画を策定しました

小郡市は、いかなる自然災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・市民生活・経済社会の構築に向けた地域の強靭化を推進するため、国土強靭化基本法第13条に基づく「小郡市地域強靭化計画」を策定しました。

■ 計画の主な内容

- 第1章 総則
- 第2章 小郡市の地域特性
- 第3章 小郡市強靭化の基本的な考え方
- 第4章 小郡市強靭化の現状と課題（脆弱性評価）
- 第5章 小郡市強靭化施策の推進方針
- 第6章 計画推進の方策

■ 計画策定日

令和3年4月

■ 添付資料 有

重点的な取組

これまでの治水対策に加えて、宝満川の支流を含めた流域全体で行う「流域治水」へ転換し、ハード・ソフト一体となって多層的に進めます。そのため、国の流域治水の施策に連携して、浸水被害発生地域における内水氾濫の治水対策と浸水被害の減災対策に重点的に取り組みます。

問合せ先

担当課：防災安全課防災係 担当：丸山
連絡先：0942-72-2111（内線242）

小都市地域強靭化計画（概要版）

第1章 総則

【計画の策定趣旨】

如何なる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・市民生活・経済社会の構築に向けた地域の強靭化を推進するため、国土強靭化基本法第13条に基づく「小都市地域強靭化計画」を策定する。

【計画の位置付け】

小都市総合振興計画をはじめとして小都市地域防災計画や小都市国土利用計画、その他の個別計画と連携して国土強靭化に係る本市の他の計画等の指針となる。

【計画の期間】

国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に連携して推進し、総合的な地域強靭化を図るため、令和3年から令和7年の5か年とする。

第2章 小都市の地域特性

【小都市の概況】

1 位置・面積 2 地形・地質 3 気象 4 人口 5 交通 6 建築物、危険物等の概要

第3章 小都市強靭化の基本的な考え方

【計画の対象とする災害】

過去の災害被害を踏まえ、広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

【基本目標】

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

【基本的な方針】

自治体の役割を果たし、行政・市民・企業などが自然災害への危機感を共有し、各々が主体的に、かつ、相互に連携して防災・減災に取り組むことで「地域の強靭化」を目指す。

○ 取組姿勢

- ・PDCAサイクルによる推進
- ・「基礎体力（潜在力）」の向上、代替性・冗長性の確保

○ 施策の効果的な組合せ

- ・自助・共助・公助の適切な組合せと役割分担
- ・ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

○ 地域の特性に応じた施策の推進

- ・地域強靭化の担い手が適切に活動できる環境整備
- ・災害時要配慮者への配慮



福岡県地域強靭化計画

第4章 小都市強靭化の現状と課題（脆弱性評価）

【事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定】

小都市の地理的条件、社会・経済条件や災害特性等を踏まえて、8個の「事前に備えるべき目標」と27個の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑥ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する。

【脆弱性の分析・評価の手順】

リスクシナリオごとに現状調査・分析、課題の検討・評価を実施し、脆弱性の評価結果を整理した。

第5章 小都市強靭化施策の推進方針

【強靭化施策の推進方針】

脆弱性評価結果を踏まえ、強靭化施策の推進方針をリスクシナリオごとに設定した。

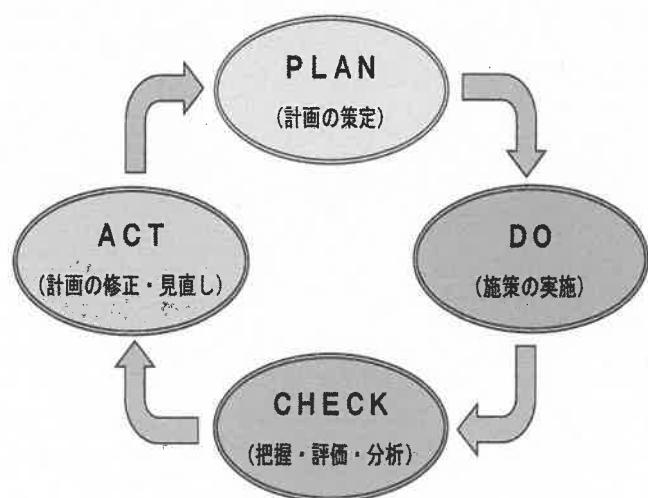
第6章 計画推進の方策

【計画の推進体制】

市長、副市長、各部長等で構成する「小都市地域強靭化計画推進会議」や施策・事業の効率的な推進を図るためのマネジメント会議などを設置して全庁的に取り組むとともに、地域強靭化を実効性あるものとするため、本市だけでなく、国、県、隣接市町、民間事業者等と緊密に連携する。

【計画の進捗管理と見直し】

- ・施策の効率的な推進を図るため、地域強靭化に関わる施策・事業を集約（個別事業一覧）し、確実な推進を図る。
- ・地域強靭化施策の実効性を確保するため、PDCAサイクルによる総合的・包括的な業績評価を行い、計画の見直し・施策推進につなげていく。
- ・決算の主要な施策・事業の成果に関する主要施策報告書から地域強靭化に関連する施策・事業を業績評価する。
- ・気象状況、自然災害の被害状況、施策・事業の進捗状況、社会経済情勢の推移等を勘案して、毎年度修正・見直しを行う。



事前に備えるべき目標（8項目）

起きてはならない最悪の事態（27項目）		主な推進方針
3 必要不可欠な行政機能は確保する		
3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下		<ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点となる公共施設の整備 ○各種防災訓練の実施 ○罹災証明の迅速な発行 ○火葬場の防災能力強化
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する		
4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能		<ul style="list-style-type: none"> ○情報伝達手段の確保 ○災害・防災情報伝達手段の整備 ○市民の災害・防災情報伝達手段への登録促進
5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		
5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止		<ul style="list-style-type: none"> ○避難所におけるエネルギーの自給自足化
5-2 上水道等の長期にわたる供給停止		<ul style="list-style-type: none"> ○老朽施設・管路の更新と耐震化 ○応急給水能力の向上 ○危機管理対策の強化
5-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止		<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の耐震化 ○浄化槽の整備 ○不明水対策事業
5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止		<ul style="list-style-type: none"> ○国、県道の整備推進 ○市道整備の推進 ○市内幹線道路（都市計画道路、補助幹線道路等）の整備
5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全		<ul style="list-style-type: none"> ○災害・防災情報伝達手段の非常電源の整備 ○防災拠点の非常用電源の確保（72時間以上）
6 経済活動を機能不全に陥らせない		
6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全		<ul style="list-style-type: none"> ○企業BCPの策定促進 ○商工業者への事業継続支援
6-2 食料等の安定供給の停滞		<ul style="list-style-type: none"> ○農業用水利施設の老朽化対策 ○農業用ハウスの補強
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		
7-1 ため池の決壊、宝満川等の堰・樋門・水門の損壊等による死傷者の発生		<ul style="list-style-type: none"> ○ため池の防災・減災対策 ○宝満川等の堰等の管理
7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大		<ul style="list-style-type: none"> ○毒劇物流出等防止及び二次災害防止対策
7-3 農地・森林等の被害による荒廃		<ul style="list-style-type: none"> ○地域における農地・農業水利施設の保全
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する		
8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ		<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物の安定的な処理
8-2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態		<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティア活動の強化 ○地域コミュニティの活性化
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・喪失		<ul style="list-style-type: none"> ○貴重な文化財の喪失への対策 ○被災者等支援制度の周知
8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		<ul style="list-style-type: none"> ○建設型応急仮設住宅の供給体制の整備 ○公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備 ○国土調査事業の推進

«リスクシナリオごとの強靭化施策の推進方針（一部抜粋）»

事前に備えるべき目標（8項目）		
起きてはならない最悪の事態（27項目）		主な推進方針
1 直接死を最大限防ぐ		
1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅、特定建築物の耐震化 ○大規模盛土造成地の把握 ○住環境等の整備 ○不燃化を行う区域の指定 ○応急危険度判定体制の整備
1-2	広域の河川氾濫・内水氾濫・高潮等に起因する浸水による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○河川、内水氾濫による被害を軽減するための流域治水対策の推進（河川を中心とする対策、流域を対象とした対策） ○治水（浸水）対策の推進 ○気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進 ○下水道による都市浸水対策 ○水門操作による支川流域の浸水被害の防止及び河川管理者（国・県）への改善要望
1-3	大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害に対するハザードマップの修正、避難体制の強化
1-4	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○防災情報通信基盤の整備 ○避難行動要支援者の支援体制の整備 ○防災教育の推進 ○防災等についての広報啓発の推進 ○外国人に対する支援 ○災害情報の発信
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。		
2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○公助による備蓄の推進 ○自助・共助による備蓄の推進
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報の収集・共有手段の整備
2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ○三井消防署の建替え ○市消防団の充実強化 ○自主防災組織の充実強化
2-4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱	<ul style="list-style-type: none"> ○帰宅困難者に対する支援
2-5	被災地における医療機能、福祉機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ○現場（急性期医療）の医療機能確保 ○避難所・現場救護所の医療機能確保 ○被災地における精神科医療及び精神保健活動への協力 ○福祉避難所に必要な機能整備・確保
2-6	被災地における疾病・感染症の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ○疾病・感染症の予防・まん延防止
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所等の避難場所の確保 ○避難所施設等の整備 ○健康管理体制の構築 ○避難所の女性に対する暴力の排除と被害者の保護

Press Release



令和3年6月2日

報道機関各位

防災重点ため池ハザードマップを作成しました

近年の局地的な豪雨や大規模な地震の発生などにより、全国各地でため池の被害が発生していることから、令和元年7月1日に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、災害などで決壊した場合に、人的被害を与える恐れのある防災重点ため池のハザードマップを作成しました。

防災重点ため池ハザードマップは、決壊した場合の氾濫浸水範囲・深さ・到達時間を記載した想定図であり、避難所などの避難に必要な情報を記載したものです。ため池の決壊による2次被害を防止するため、家族で避難場所、避難ルートを話し合う際の情報の一つとして活用してもらいます。

■作成対象ため池数

市内のため池（55箇所）のうち、防災重点ため池 30箇所

■配布方法

関係する地域には、広報6月1日号と同時に配布しています。

※次の場所でも取得できます

- ・市役所農業振興課窓口
- ・コミュニティセンター
- ・市ホームページ

問合せ先

農業振興課農村環境係 内村・城戸

連絡先：0942-72-2111（内線114・115）

Press Release



令和3年6月2日

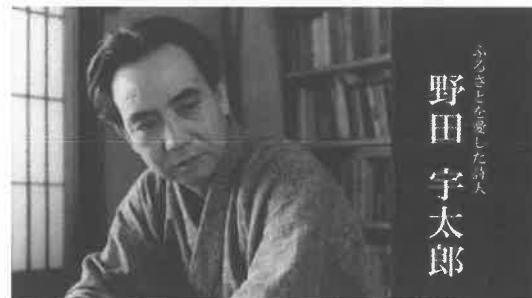
報道機関各位

小郡市出身の詩人・野田宇太郎の紹介動画を作成しました

野田宇太郎文学資料館では、常設展示と年に1回の企画展で、野田宇太郎の文学活動を紹介していますが、新型コロナウイルスの感染拡大により、来館いただくことが困難な状況が続いている。こうした状況を受け、野田宇太郎とその文学活動にもっと興味をもってもらうため、野田宇太郎顕彰会（事務局：小郡市立図書館内）では、野田宇太郎の生涯を紹介する動画を制作しました。

野田宇太郎（1909-1984）

詩人として出発した野田の文学活動は、出版編集、文学研究と多岐にわたります。文学活動の拠点は東京にあった野田でしたが、常にふるさとへの熱い想いをもち続け、遺言に、研究のために収集した蔵書をふるさと小郡に寄贈し後世に役立てて欲しいと残しました。



▲野田宇太郎紹介動画

「ふるさとを愛した詩人 野田宇太郎」

動画は、市の公式
YouTubeチャンネルで
公開しています。



■別添資料 1枚

問合せ先

担当課：図書課

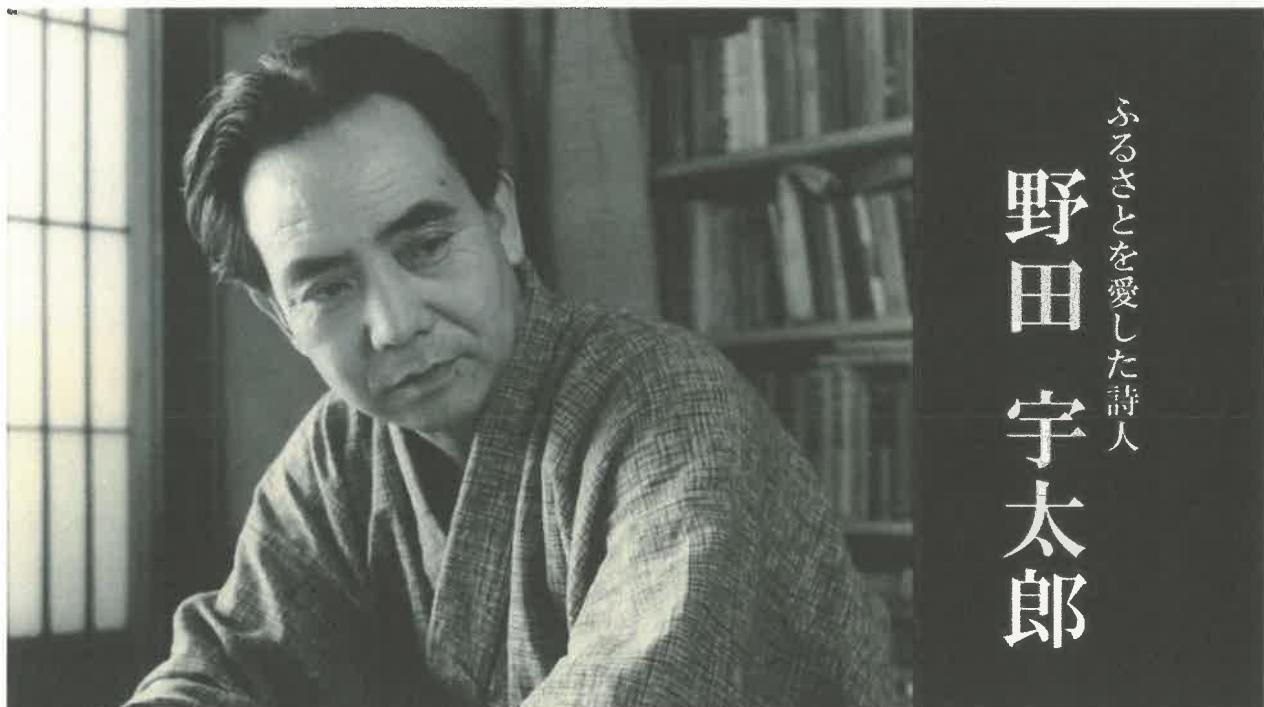
野田宇太郎文学資料館

担当者：山部・山下

連絡先：0942-72-7477（資料館直通）

野田宇太郎紹介動画
ふるさとを愛した
詩人野田宇太郎

公開のお知らせ



ふるさとを愛した詩人
**野田
宇太郎**

野田宇太郎を紹介する動画を制作しました。
Youtubeからご覧いただけます。
下記QRコードをご利用ください。



野田宇太郎紹介
動画視聴はこち
らから



資料館HPでも
野田宇太郎について
紹介しています